

手箱うせにけり、いかに求むれども見へずば、や盜人のとりてけるなり、其時この兒とりもあへずよみ侍ける、

しらなみのたちくるまゝに玉くしげふたみの浦のみえずなりぬる

花山院の粟田口殿の山のわらびを、あまりに人のぬすみければ、山もり縁淨法師よみ侍ける、

山守のひましなればかきわらびぬす人にこそいまはまかすれ

〔看聞日記〕應永廿三年十二月十六日、偷盜忍入、軒格子切破、番衆見付之間、盜人逃了、是亞相爲取出云々、依之彌嚴密被守護、向後有如此之儀者、可殺害申之由被下知云々、

永享七年正月廿六日、抑春日小袖紅梅 昨日夜紛失、今朝見付、雖尋求更無之、盜人取之條勿論也、不

思議之處、今夜一獻之まぐれニ件小袖出來、姫宮御方之面道ニ棄置、南御方見付、御所中騒動、不思議言語道斷事也、宮中之人盜犯勿論也、女之所行歟、局之前ニ棄置之條、殊不可說、説閑可糺明事也、

〔北條五代記六〕六 蔭男とやもめ女うつたへの事

聞しはむかし、北條氏直時代、小田原にをいて、毎月二度づ、奉行衆關八州の掟を沙汰せらる、寄合人々、伊勢備中守、大和兵部少輔、小笠原播磨守、松田尾張守、同肥後守、山角上野守、同紀伊守、塚賀か伯耆守、安藤豊前守、板部岡江雪入道等也、されば或日奉行衆寄合あり、かやうのさたをば聞えく事なりと、われ其場へ行かたはらに有て聞しに、様々のさたども有て後、上州吉村といふ里の百姓一人、かうべを棒にて打われ、血ながれたる體たらくにて出る、あてひは女なり、男申けるは、それがしもやもめ、此女もやもめ、おなじ里近所に罷有候が、此比女の家へよる、通ひ候所に、女又別の男と近付、われをばきらひ、盜人よと高くよばわり候ゆへ、あたりの者にはちにげ候所に、村の者共出合追かけ、ぼうにてかうべを打わり候、われまつたく盜人にあらず、彼無實申かけたるいたづら女を、罪科におほせ付られ下さるべしといふ、女いはく、男と出あひ候事一度も